

社会福祉法人 岩手徳栄会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岩手徳栄会（以下「法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第二章の規定に基づきおかれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、役員としての職務遂行の対価として受けるものであり、費用とは明確に区分されるものとする。
なお、社会福祉法第45条の35第1項に基づき、民間事業者の役員の報酬及び職員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（交通費と宿泊費）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員（常勤を除く）に対しては理事会出席等、必要の都度、定款第二条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
- 3 評議員には、定款第八条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員の報酬月額とは別表第1「役員の報酬」に定める定額とし、評議員会の承認を得て決めるものとする。

- 2 評議員の報酬等は、定款第八条に定める金額の範囲内において別表2に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月職員給与支給日に支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(交通費)

第7条 職務の遂行に伴い発生するもので、交通費として法人から2キロメートル以上の距離に対し、1キロメートル当り16円で計算した額を支払うことができる。

(出張旅費)

第8条 役員（常勤を除く）及び評議員が、法人業務のため釜石、大槌地域外へ出張する場合、1日につき5,000円の日当と旅費（交通費と宿泊費）を支給することができる。

- 2 旅費の金額は旅費規程による。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

附 則

この規程は、平成26年 1月 9日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 4月12日から遡及して適用する。

附 則

この規程は、平成26年 2月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

【別表第1】

「役員報酬」

理事長	月額 100,000円
理事施設長	職員分給与として対処
理事会出席等、必要の都度、日当として	一日5,000円
監事決算監査	一日13,000円

【別表第2】

「評議員報酬」

評議員会出席等、必要の都度、日当として	一日5,000円
---------------------	----------